

技术进口合同登记相关问题简析

从中国境外向中国境内通过贸易、投资或者经济技术合作的方式转移技术的行为（包括专利权转让、专利申请权转让、专利实施许可、技术秘密转让、技术服务和其他方式）构成技术进口。中国对技术进口实行分类管理：禁止进口的技术不得进口；限制进口的技术需要获得商务部门的批准后方可进口；对自由进口的技术，则实行合同登记管理。

一、 合同登记的目的

《中华人民共和国技术进出口管理条例》第十七条规定，“进口属于自由进口的技术，合同自依法成立时生效，不以登记为合同生效的条件。”因此，自由进口的技术，合同是否登记并不影响合同的生效。实务中，办理技术进口合同登记通常只是为了以下两个目的：

- 1) **外汇支付**：根据中国目前的外汇管理制度，进行外汇支付时，需要提供相应的证明文件。对于进口有形货物的付款，通常需要提交货物进口报关单等材料；而由于技术是无形的，较为特殊，因此，对于进口无形技术的付款，通常需要提交《技术进口合同登记证》等材料。
- 2) **营业税免税**：技术转让、技术开发以及与之相关的技术咨询和技术服务的收入通常可以免征营业税，虽然现在免税不再需要审批，但是进口方需要保存《技术进口合同登记证》等文件以备税务机关检查。

虽然《技术进出口合同登记管理办法》（以下简称“《登记管理办法》”）第十三条规定了“经登记的自由进出口技术合同在执行过程中因故中止或解除，技术进出口经营者应当持技术进出口合同登记证等材料及时向商务主管部门备案”，但是，由于法律并未规定不办理备案的法律责任，因此，实务中，即使发生合同中止、或者解除的情形，不进行备案也没有实际的影响。据律师目前了解的情况，一些地方的商务部门（如上海、宁波、深圳等）事实上也并没有设置专门的受理备案的手续。

二、 支付金额的确定方式

技術輸入契約登記事項に関する分析

中国国外から中国国内に、貿易、投資又は経済技術提携といった方式を通じて技術を移転する行為（特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、特許実施許諾、技術秘密の譲渡、技術役務及びその他方式を含む）は技術の輸入を構成する。中国は技術輸入について分類管理を実施し、輸入が禁止される技術は輸入してはならず、輸入が制限される技術は商務部門の許可を得た後でなければ輸入できず、自由に輸入できる技術には、契約登記管理が実施される。

一、 契約を登記する目的

「中華人民共和国技術輸出入管理条例」第 17 条では、「自由に輸入できる技術を輸入する場合、契約が法に準拠し成立したときから発効し、登記を契約発効の条件とはしない」と定められていることから、自由に輸入できる技術は、契約を登記したかどうかは契約の発効に影響することはない。実務においては、技術輸入契約登記手続きを行うことは、通常、以下の 2 つの目的のためだけである。

- 1) **外貨の送金**：中国の現在の外貨管理制度によると、外貨送金を行う場合、係る証明書類を提供しなければならない。有形貨物を輸入した場合の送金では、通常、貨物輸入通関書類等の書類を提出しなければならないが、技術は無形であり、やや特殊であることから、無形技術を輸入した場合の送金時には、通常、「技術輸入契約登記証」等の書類を提出することになっている。
- 2) **営業税の免除**：技術譲渡、技術開発及びこれに関連する技術コンサルティング及び技術役務の収入は、通常、営業税が免除され、その時点での免税は審査許可を改めて受ける必要はないが、輸入者は「技術輸入契約登記証」等の書類を保管し、税務機関の検査に備える必要がある。

「技術輸出入契約登記管理弁法」（以下「登記管理弁法」という）第 13 条では「登記を行った自由に輸出入できる技術の契約が執行過程でやむを得ない理由から中止し又は解除される場合、技術輸出入事業者は技術輸出入契約登記証等の書類をもって遅滞なく商務主管部门に届け出なければならない」と定めているが、法律では届出を行わなかった場合の法的責任については定められていないため、実務においては、契約の中止、又は解除といった状況が発生し、届出を行わなかったとしても、実際の影響はない。筆者が現時点で把握している状況によると、一部の地方の商務部門（例えば、上海、寧波、深圳等）は事実上、届出を受理するための個別の手續も設けていない。

二、 支払い金額の確定方式

正如上文所述，合同登记的目的之一是为了支付外汇，因此在登记时需要确定支付外汇的金额。《登记管理办法》曾在 2009 年 02 月进行了修订，根据修订前的《登记管理办法》，如果支付的总金额是固定的，则无论是一次性支付还是分期付款，只要登记该总金额即可；但如果支付方式是提成的，则在合同登记时，可能因为提成基准（如，销售额等）尚未形成从而无法确定实际支付金额。而《登记管理办法》修订后，支付方式为提成时的登记方式，发生了较大的变化，具体如下：

	修订前	修订后
初次登记	预估提成基准的金额，并按照提成的比例计算需要支付的外汇的金额进行登记。登记后，在登记的金额的额度内可以支付外汇。	首次提成基准金额形成后 60 天内进行合同登记。
变更登记	实际发生的金额超出了登记的额度的，进行变更登记。	每次提成基准金额形成后进行变更登记。

通过上述比较可以发现，《登记管理办法》修订后，由于初次登记或变更登记的时候提成基准已经形成，因此可以登记一个确定的金额，而无需采用预估提成基准的方式。相应地，在合同约定的提成费支付的每个期间，都需要进行一次变更登记。

此外，《登记管理办法》第七条第 2 款规定，“技术进出口经营者在办理登记和变更手续时，应提供提成基准金额的相关证明文件。”根据律师目前了解的情况，各地对“相关证明文件”的要求不一，有的要求提交公司的财务报表或专项审计报告，有的要求提供相应发票等。

需要指出的是，尽管《登记管理办法》已经从 2009 年 03 月正式施行，但是，根据律师目前了解的情况，中国各地方落实《登记管理办法》的相关规定和制度的步伐并不一致，《登记管理办法》在各地实务中如何具体实施，需等待各地政府部门在实际操作中逐渐规范和明确。

三、 营业税免税

1. 免征营业税的范围

根据《财政部、国家税务总局关于贯彻落实<中共中央、国务院关于加强技术创新，发展高科技，实现产业化的决定>有关税收问题的通知》（财税字【1999】273 号）的相关规定，以下两种情况通常可以免征营业税：

すでに述べたように、契約の登記を行う目的の 1 つは外貨の送金であるため、登記の際には送金する外貨の金額を確定しなければならない。「登記管理弁法」は 2009 年 2 月に改正されているが、改正前の「登記管理弁法」によると、支払い総額が固定している場合、一括して送金する場合も分割して送金する場合も、その総額を登記すればよいとされているが、支払い方式が歩合制の場合、契約を登記する際に、ロイヤリティ発生基準（例えば、売上額等）はまだ形成されていないために実際に送金する金額は確定できないが、「登記管理弁法」の改正後は、支払い方式が歩合制の場合の登記方式について、大きく変更されており、具体的には次のようになっている。

	改正前	改正後
初回登記	ロイヤリティ発生基準となる金額を推算し、その料率に基づき送金が必要となる外貨の金額を登記する。登記後は、登記した金額の枠内で外貨送金が可能である。	初回の発生基準となる金額が形成された後 60 日以内に契約を登記する。
変更登記	実際に発生する金額が登記した枠を超える場合、変更登記を行う。	毎回の発生基準となる金額が形成された後に変更登記を行う。

上述の比較を通じてわかることは、「登記管理弁法」改正後は、初回の登記又は変更登記の際にロイヤリティ発生基準はすでに形成されていることから、1 つの確定した金額を登記することができ、発生基準を推算するという方式を採用しなくてもよいが、契約に約定したロイヤリティ送金の各期間においては、いずれも変更登記を 1 度行わなければならない。

また、「登記管理弁法」第 7 条第 2 項では「技術輸出入事業者が登記及び変更手続を行う場合、ロイヤリティ発生基準となる金額の係る証明書類を提供しなければならない」と定められている。筆者が現時点で把握している状況によると、「係る証明書類」に対する各地方ごとの要求は統一しておらず、会社の財務諸表又は個別の監査報告の提供を求めるところもあれば、係るインボイスの提供を求めるところもある。

注意すべきことは、「登記管理弁法」はすでに 2009 年 3 月から正式に施行されているが、筆者が把握している状況によると、中国各地での「登記管理弁法」の関係規定及び制度を遂行する歩調は一致しておらず、「登記管理弁法」の各地における実務において如何に具体的に実施されるかは、各地政府部門が実際の取扱過程において徐々に規範化し明確にしていく必要がある。

三、 営業税の免除

1. 営業税の免除範囲

『技術革新を強化し、ハイテクを発展させ、産業化を実現させることについての中共中央、国务院による決定』の係る租税事項の遂行を貫徹することについての財政部、国家税務総局による通知（财税字【1999】273 号）の関係規定によると、次の 2 通りの状況において、営

- 1) 对单位和个人（包括外商投资企业、外商投资设立的研究开发中心、外国企业和外籍个人）从事技术转让、技术开发业务；
- 2) 与上述技术转让、技术开发业务相关的技术咨询、技术服务业务取得的收入。

也就是说，技术转让和技术开发通常可以免征营业税，而技术咨询和技术服务则必须要与技术转让、技术开发相关才能够免征营业税。对于“相关”关系的理解，根据相关法律规定，是指“转让方（或受托方）根据技术转让或开发合同的规定，为帮助受让方（或委托方）掌握所转让（或委托开发）的技术，而提供的技术咨询、技术服务业务。且这部分技术咨询、服务的价款与技术转让（或开发）的价款是开在同一张发票上的。”因此，如果技术转让或技术开发合同的双方将相应的技术咨询和技术服务费用包括在技术转让或技术开发合同中，价款开在同一张发票上，则技术咨询和技术服务部分的价款通常也可以免征营业税，否则，单纯的技术咨询和技术服务通常无法享受免征营业税的政策。

2. 其他

- 1) 对于技术进口中，境外技术转让方是否符合免征营业税政策条件的确认，在 2004 年前需要分别履行科技部门和税务部门的审批手续，而在 2004 年后因相关法律法规的颁布，相关审批手续已经全部取消。也就是说，目前，只要符合前述免征范围，境外技术转让方通常即可以享受免税政策，而境内技术受让方也不负有代缴税款的义务。
- 2) 根据《国家税务总局关于取消及下放外商投资企业和外国企业以及外籍个人若干税务行政审批项目的后续管理问题的通知》（国税发[2004]80 号）的规定，境内技术受让方，只要注意留存中国相关政府部门批准的技术转让许可文件（其中，自由进口的技术转让许可文件，即为《技术进口合同登记证》）和技术转让合同，通常即可向实施检查的税务部门进行有效的解释和说明。
- 3) 但是，根据律师目前了解的情况，实务中，中国个别地方的税务部门有时也会要求境内技术受让方另行办理科技部门的认定手续。需要指出的是，严格按照现行法律规定，科技部门的认定手续针对境内主体之间的技术转移，而并不针对技术进出口，因此，严格来说，这些个别地方的税务部门的要求并不合法。如在实务中遇到类似

業税が免除される。

- 1) 法人及び個人（外商投資企業、外商が出資し設立した R&D センター、外国企業及び外国籍個人）が取り扱う技術譲渡、技術開発業務。
- 2) 上述の技術譲渡、技術開発業務に関する技術コンサルティング、技術役務業務により取得した収入。

つまり、技術譲渡と技術開発は、通常、営業税が免除され、技術コンサルティングと技術役務は、技術譲渡、技術開発と関連していなければ免税とされないのである。「関連」関係の認識については、係る法律の規定によると、「譲渡者（又は受託者）が技術譲渡又は開発契約の規定に基づき、譲受者（又は委託者）が譲渡（又は開発委託）された技術を掌握することを助けるために提供された技術コンサルティング、技術役務業務であり、またこの部分の技術コンサルティング、役務の対価と技術譲渡（又は開発）される対価とは同一の領収書（発票）に記載されていること。」をいうとされていることから、技術譲渡又は技術開発契約の両当事者が係る技術コンサルティング及び技術役務費用を技術譲渡又は技術開発契約中に含ませ、対価を同一の領収書に記載した場合、技術コンサルティング及び技術役務部分の対価についても、通常は営業税が免除され、さもないと、純粋な技術コンサルティング及び技術役務は、通常、営業税免除の措置を受けられないのである。

2. その他

- 1) 技術輸入において、国外技術譲渡者が営業税免除条件に適合するかどうかの確認について、2004 年までは科学技術部門及び税務部門の審査許可手続をそれぞれ履行する必要があったが、2004 年以降は係る法律の公布により、係る審査許可手続はすべて廃止された。つまり、現時点では、前述の免税範囲に該当していれば、国外技術譲渡者も、通常、免税を受けることができ、国内技術譲受者も源泉徴収の義務を負わない。
- 2) 「外商投資企業及び外国企業並びに外国籍個人の若干の税務行政審査許可事項を廃止し、委譲した後の管理事項についての国家税務総局による通知」（国税発[2004]80 号）の規定によると、国内の技術譲受者は、中国の関係政府部門が許可した技術譲渡許可書類（その内、自由に輸入できる技術譲渡許可書類は、「技術輸入契約登記証」となる）と技術譲渡契約を注意して控えていれば、通常、検査を実施する税務部門に対し、解釈と説明を有効に行うことができる。
- 3) ただし、筆者が現在把握している状況によると、実務においては、中国の地方ごとの税務部門は、国内の技術譲受者に対し、科学技術部門の認定手続を別途行うように求めることがある。注意すべきこととしては、現行の法律の規定に厳格に基づくならば、科学技術部門の認定手続は国内の主体間での技術移転が対象となるものであり、技術の輸出入は対象にはならないため、厳

情况，建议相关境内技术受让方注意与该税务部门沟通。

除了上述支付金额的确定方式、营业税免税问题之外，在技术进口合同签订、登记、履行的过程中，通常还会涉及限制性条款的审查、专利许可合同的备案、常设机构（PE）的认定等问题，这些问题虽然有相关的法律规定，但是实务中对法律的理解和执行的尺度不一，建议结合法律规定，与当地政府主管部门进行充分的沟通后确定具体的操作方式。

备注：请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：
《中华人民共和国技术进出口管理条例》

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/difang/hebei/200603/20060301618530.html>

《技术进出口合同登记管理办法》

<http://sousuo.mofcom.gov.cn/query/queryDetail.jsp?articleid=20090306114015&query=%E6%8A%80%E6%9C%AF%E8%BF%9B%E5%87%BA%E5%8F%A3%E5%90%88%E5%90%8C%E7%99%BB%E8%AE%B0>

财政部、国家税务总局关于贯彻落实《中共中央、国务院关于加强技术创新，发展高科技，实现产业化的决定》有关税收问题的通知（财税字【1999】273号）

http://www.most.gov.cn/gjkijctiptjs/zcfg/zc/200409/t20040915_15783.htm

《国家税务总局关于取消及下放外商投资企业和外国企业以及外籍个人若干税务行政审批项目的后续管理问题的通知》（国税发【2004】80号）

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/sw/wqsds/useroject7ai12608.html>

（里兆律师事务所 2009 年 10 月 16 日整理编写）

格に言うならば、これらの地方ごとの税務部門の要求は適法ではない。もしも実務において類似する状況に遭遇した場合には、係る国内の技術譲受者よりこれら税務部門に確認を行うのがよい。

上述の送金金額の確定方式、営業税免除事項のほか、技術輸入契約を締結し、登記し、履行する過程では、通常、制限的条項の審査、特許使用許諾契約の届出、恒久的施設（PE）の認定等の事項にも関連し、これらの事項については、係る法律の規定はあるものの、実務においての法律の認識と執行加減が異なることがあるため、法律の規定とあわせ、現地の政府主管部門と十分な確認を行った後で具体的な取扱方を確定するのがよい。

備考：係る法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国技術輸出入管理条例」

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/difang/hebei/200603/20060301618530.html>

「技術輸出入契約登記管理弁法」

<http://sousuo.mofcom.gov.cn/query/queryDetail.jsp?articleid=20090306114015&query=%E6%8A%80%E6%9C%AF%E8%BF%9B%E5%87%BA%E5%8F%A3%E5%90%88%E5%90%8C%E7%99%BB%E8%AE%B0>

「技術革新を強化し、ハイテクを発展させ、産業化を実現させることについての中共中央、国务院による決定」の係る租税事項の遂行を貫徹することについての財政部、国家税務総局による通知（财税字【1999】273号）

http://www.most.gov.cn/gjkijctiptjs/zcfg/zc/200409/t20040915_15783.htm

「外商投資企業及び外国企業並びに外国籍個人の若干の税務行政審査許可事項を廃止し、委譲した後の管理事項についての国家税務総局による通知」（国税発【2004】80号）

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csj/csfg/sw/wqsds/useroject7ai12608.html>

（里兆法律事務所が 2009 年 10 月 16 日付で作成）